

平成27年不正競争防止法の改正概要 (営業秘密の保護強化)

経済産業省
知的財産政策室

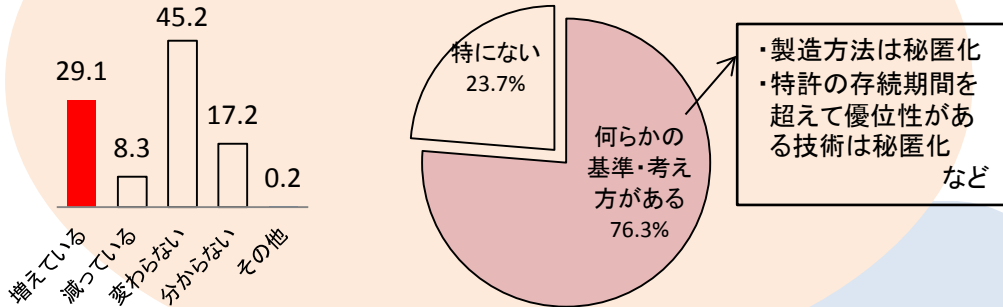
1 改正の背景

営業秘密の価値の再認識

企業の知財戦略としての「オープン&クローズ戦略」の広まり

→ **知財の秘匿化(営業秘密)の価値が再認識**

＜特許要件を満たす発明をあえて秘匿化?＞＜知財の権利化・秘匿化に係る考え方＞



(出典) 平成26年度経産省「営業秘密保護のあり方に関するアンケート」(540社対象)

営業秘密侵害の危険性の高まり

近年の営業秘密漏えいに関する大型事案の顕在化

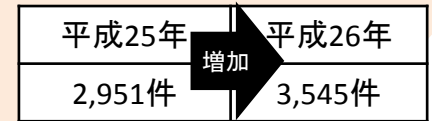
- **新日鐵住金vsポスコ**(製鉄技術:1000億円の賠償請求)
- **東芝vsSKハイニックス**(NAND型フラッシュメモリ技術:330億円で和解)
- **ベネッセ**(顧客情報:約50社に約3000万件漏えい)

営業秘密侵害事犯(刑事事件)の増加、IT環境等の変化

＜検挙事件数＞



＜不正アクセス行為認知件数＞



(出典) 警察庁発表「平成26年中における生活経済事犯の検挙状況等について」
国家公安委員会等発表「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」

政府における営業秘密保護強化の検討

平成25年6月 知的財産戦略ビジョン → 「営業秘密に関する制度について検討し適切な措置を講ずる」
→ 知財本部に営業秘密タスクフォースの設置。施策の方向性を議論

平成26年7月 知的財産推進計画2014 → 「知的財産戦略本部における最重点5本柱」の1つとして、営業秘密保護強化が位置づけられる

平成26年9月 経済産業省の産業構造審議会知的財産分科会に「**営業秘密の保護・活用に関する小委員会**」設置
→ 平成27年2月に報告のとりまとめ

1 刑事上・民事上の保護範囲の拡大 (規制の隙間となっていた部分を規制対象とする)

営業秘密の転得者処罰範囲の拡大 ★

最初の不正開示者から開示を受けた者(2次取得者)以降の者から不正開示を受けた者(3次取得者以降の者)の不正使用・不正開示行為を処罰対象に追加。

<2次取得者> <3次取得者> <4次取得者> <5次取得者> <6次取得者>
ex. 新日鐵 ex. ベネッセ

現行法: 二次取得者まで

改正法: 三次取得者以降も

未遂行為の処罰 ★

ITの高度化により、営業秘密が一旦不正取得されるとインターネットを通じて瞬時に拡散する危険性が高まったことを踏まえて、営業秘密の不正取得や不正開示等の未遂を処罰。

営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制 ★☆

特許権侵害品と同様に、他人の営業秘密の不正使用により生産した製品の譲渡・輸出入等を禁止。(民事上の損害賠償請求と差止請求の対象とするとともに、刑事罰の対象にも追加)

国外犯処罰の範囲拡大 ★

不正取得行為を国外犯処罰の対象とすることにより、海外サーバー(クラウドなど)等に保管された営業秘密を海外において不正取得する行為を処罰対象とすることを明確化。

<具体例>	日本国内でのサイバー攻撃	海外でのサイバー攻撃
国内サーバー	○	○
海外サーバー	○	?→○

2 罰則の強化等による抑止力の向上

罰金刑の上限引上げ等 ★

営業秘密侵害罪を犯した個人及び法人に対する罰金刑の上限を引上げ(海外における不正使用など一定の場合には重罰化)。また、営業秘密侵害罪を非親告罪化。

任意的没収規定の導入 ★

営業秘密侵害罪により生じた犯罪収益を、裁判所の判断により没収することができる規定を導入。

3 民事救済の実効性の向上

損害賠償請求等の容易化(立証負担の軽減) ☆

一定の場合に、生産技術等の不正使用の事実について民事訴訟上の立証責任を転換。侵害者(被告)が「違法に取得した技術を使っていないこと」を立証。

※注 民訴法上は原告が立証することが原則。

除斥期間の延長 ☆

営業秘密の不正使用に対する差止請求の期間制限(除斥期間)を延長(10年→20年)。

【経過】閣議決定：平成27年3月13日、衆議院可決：同6月11日、参議院可決・成立：同7月3日
【施行】公布(同7月10日)から6か月以内(附則第1条)。(除斥期間の延長に関する部分のみ公布即施行)

(参考) 営業秘密保護法制に関する各国比較

		日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法)	韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
刑	処罰対象行為	取得・使用・開示 (二次取得者まで) → 制限撤廃	取得・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)
	海外での行為の処罰	・日本企業の営業秘密の海外での使用・開示 → 海外での窃取行為(取得)の追加	・米国企業の営業秘密の海外での取得・開示	・韓国企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示	・ドイツ企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示
	犯罪成立時期	既遂のみ → 未遂の追加	共謀・未遂 共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為をなす必要	陰謀・予備・未遂	共謀・未遂
事	自然人	10年、1000万円以下 → 懲役: 変更なし 罰金: 2000万円以下 海外重罰: 3000万円 犯罪収益没収	10年、罰金の上限なし(※) ・外国政府・機関のための取得は、15年、500万ドル以下 ・犯罪収益没収 ※量刑ガイドライン上、25万ドル以下又は価値の2倍、のいずれか大きい額	5年、5000万ウォン(約500万円)以下 ・違反行為による利得額の10倍に相当する額が5000万ウォンを超える場合は、不当利益額の2~10倍以下。 ・国外使用目的の漏えい10年、1億ウォン(違反行為による利得額の10倍に相当する額が1億ウォンを超える場合は、不当利益額の2~10倍)以下	3年以下(罰金は上限なし) 以下の重大な事例は5年以下 ①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③使用を自らが外国で行う場合
	法人	3億円以下 → 5億円以下 海外重罰: 10億円 犯罪収益没収	500万ドル(約5億円)以下 外国政府・機関が関与する場合は、1000万ドル又は価値の3倍以下	個人と同様	100万ユーロ(約1.3億円)以下
	犯罪収益の没収	制度なし → 創設(再掲)	○ (個人・法人とも)	×	○ (個人・法人とも)
	告訴の必要性	必要(親告罪) → 不要(非親告罪)	不要	不要	不要 [特別の公共の利益がある場合]
民	営業秘密侵害物品の輸入禁止	制度なし → 創設	○	○	制度なし
事	立証責任/証拠収集	制度なし → 立証責任の転換	ディスカバリ	-	査察命令

3 刑事上・民事上の保護範囲の拡大(1) 転得者処罰及び国外犯処罰の範囲拡大

営業秘密の転得者処罰の範囲拡大

(改正法第21条第1項第8号)

現 状

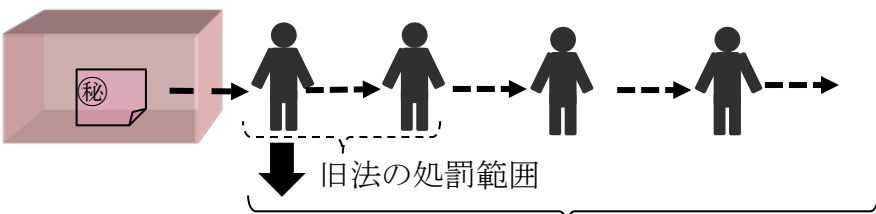
- 不正に取得・開示された営業秘密が、転々流通した場合であっても、旧法では、最初の不正開示者から開示を受けた者(第2次取得者)の**更なる不正開示・使用行為のみが刑罰の対象**(第21条第1項第7号)。

※旧法においても、第3次取得者以降の者の行為であっても、民事上の賠償請求や差止請求の対象にはなり得る。

- ITの高度化により、**多くの情報が電子化。大容量のデータであっても持ち出しや共有が容易**となり、不正漏えいした営業秘密が転々流通する危険性が著しく上昇。

改正の内容

<1次取得者><2次取得者><3次取得者><4次取得者>



不正開示された営業秘密であることを知って取得した場合、第3次取得者以降の者の不正使用・開示も処罰の対象(事情を知らない第三者が介在した以降も、不正開示がなされた営業秘密であることを知って取得した者は処罰の対象となる)

国外犯処罰の範囲拡大 (改正法第21条第6項)

現 状

- 営業秘密侵害罪の国外犯(※)については、不正使用行為及び不正開示行為のみが対象。
- 昨今のIT環境を踏まえると、**クラウドなど物理的には海外のサーバにおいて管理されている営業秘密が、海外において不正取得されるケースが生じ得るが、旧法では、その行為が処罰対象となるか不明確。**

※構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部をなす結果が国内で発生した場合は、国内犯とする。(大判明44.6.16)

改正の内容

	現行法	改正法
対象となる営業秘密	日本国内において管理されていた営業秘密	日本国内において事業を行う保有者の営業秘密
取得・領得	×	○
使用	○	○
開示	○	○
侵害品譲渡等		×

※国外犯の対象となる営業秘密を、「日本国内において事業を行う保有者の営業秘密」と改正することにより、クラウドのような海外サーバにおいて管理されている営業秘密も対象となることが明確化。

営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制

(改正法第2条第1項第10号、第21条第1項第9号)

現 状

- 生産方法等の営業秘密は、その使用の結果、なんらかの物(製品)が生ずる。旧法では、**営業秘密の不正な使用により生じた物(営業秘密侵害品)を譲渡・輸出入等する行為は規制の対象としていなかった。**

※旧法においても、営業秘密の不正使用に対する差止請求の一環として、不正使用行為により生じた物の廃棄等を請求することができ、その物の譲渡等の事実が損害賠償額に影響し得た。

- 経産省のアンケートによると「**自社の営業秘密を使用して生産された物品の流通が疑われる事例がある**」と回答した企業が**約60%**。

(出典) 平成26年度経産省「営業秘密保護のあり方に関するアンケート」(540社対象)

改正の内容

- 営業秘密侵害品の流通を規制することにより営業秘密侵害に対する抑止力を高めることを目的として、**営業秘密侵害品の譲渡、引渡し、それらのための展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じた提供を、民事措置の対象とするとともに、処罰の対象**に追加。
- 不正使用した者以外で**民事措置**の対象となる者は、自身が**譲り受けるときに、その物が営業秘密侵害品であることを知っているか、知らないことにつき重大な過失**がある者だけに限定。

※刑事については「知っている」場合だけが処罰の対象(過失犯は不可罰)。

「重大な過失」の意味

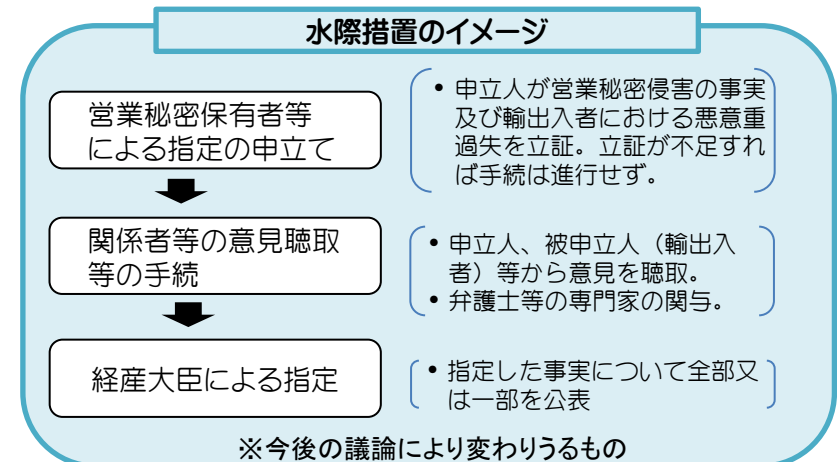
- 「重大な過失」とは、**取引慣行に照らし悪意と同視し得るほどの著しい注意義務違反**がある場合。

＜重大な過失があると思われる事例＞

自社商品について、営業秘密の権利者と主張する者から、「営業秘密侵害品である」との警告状を受領したような場合において、その警告状に営業秘密の内容や侵害の状況などの具体的な内容が記載されているにも関わらず、何ら調査等を行わないままに商品を販売する行為。

水際措置の導入

- **税関における輸出入差止め(水際措置)**の導入については、今後、迅速・適正に侵害の該否を判断できるような制度設計という観点から、**関係省庁とともに検討を進めていく予定**。



3 刑事上・民事上の保護範囲の拡大(3) 未遂行為の処罰

営業秘密侵害の未遂行為の処罰

(改正法第21条第4項)

現 状

- 旧法においては、**営業秘密侵害の既遂**(犯罪行為をして、その犯罪行為の結果が発生すること) **のみが処罰の対象**。
- ITの高度化等を背景として、営業秘密が一旦漏えいしてしまうと、**インターネットを通じて瞬時に拡散してしまう危険性**が上昇。また、**秘密であることに価値がある営業秘密**については、既遂に至らずとも法が介入する必要。

改正の内容

- 一部を除き(※)、**営業秘密侵害罪**(営業秘密の取得、使用、開示、営業秘密侵害品の譲渡等)の**未遂行為を処罰の対象**に追加。

※営業秘密を領得する行為(従業員など営業秘密を正当に示された者が、その営業秘密を不正に横領・複製等する行為)は、未遂処罰の対象外。これは、他の侵害行為に比べて未遂の段階と評価できる範囲が狭いと考えられることや、未遂処罰の導入により従業員の日々の業務活動に無用な萎縮効果が生じないよう細心の注意を払う必要があることといった事情を総合的に考慮したもの。

「未遂行為」の内容

- 未遂行為に該当する場合とは、**営業秘密という保護法益の侵害に至る現実的危険性**があると評価できる行為が行われたかどうかという点がポイント。

<未遂行為の具体例>

取得未遂

- 不正アクセス行為は確認されたが、証拠の隠滅等により営業秘密たる情報の持ち出しの事実を確認できなかった場合。
- 社内メールシステムの管理者の地位を利用し、社内幹部宛のメールが自動で自らにも転送されるようなプログラムを埋め込んでいたが、実際に営業秘密情報が転送される前に明るみに出た場合。

開示未遂

- 営業秘密を電話で売り込み、その後メールで営業秘密を不正に開示するべく、送信しようとしたが、メールソフトの不具合により転職先に到達しなかった場合。

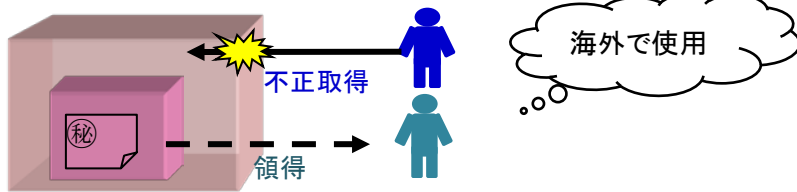
4 罰則強化等による抑止力の向上 (改正法第21条第1項、第3項、第10項～第12項)

営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ

	改正前	改正後
個人 (第21条1項)	懲役:10年以下 罰金:1000万円	懲役:変更無し 罰金: 2000万円
法人両罰 (第22条1項)	罰金:3億円	罰金: 5億円
海外重罰 (第21条3項)	なし	海外使用の場合などに重罰 (罰金刑のみ) (個人: 3000万円 、法人: 10億円)

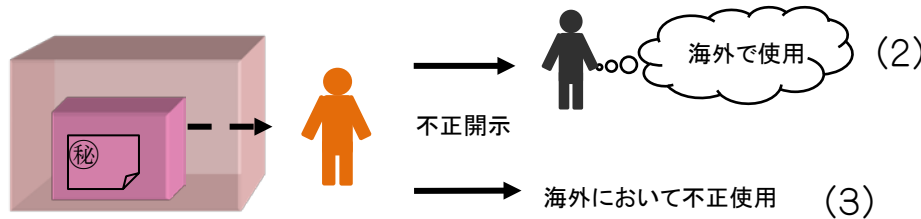
<海外重罰の3つのパターン>

(1)日本国外で使用する目的で不正取得・領得する行為



(2)日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って不正開示する行為

(3)日本国外で不正使用する行為



犯罪収益の任意的没収規定の導入

○ 営業秘密侵害により犯人が得る不正な収益も莫大なものとなるケースが存在。罰金刑を強化したとしても、それを遥かに上回る利得を犯人が得るとなると、有効な抑止力が働かなくなる。

→ **個人・法人から、営業秘密侵害行為によって得た収益を、上限なく没収**することができる任意的没収規定を導入。

没収の対象となる財産の例

- 営業秘密を転職先に不正に持ち出した見返りとして得た財産 (犯罪行為の報酬として得た財産)
- 営業秘密を不正使用して生産した製品そのもの (犯罪行為により生じた財産)
- その製品を売却して得た売上げ全体 (犯罪行為により生じた財産の対価として得た財産)

<民事訴訟とのバランス>

裁判所は、民事訴訟の状況や犯人の資力などにかんがみ、必要と認める場合に限り、裁量的に没収 (任意的没収)。

営業秘密侵害罪の非親告罪化

- 営業秘密の公益的側面からの保護の必要性 (他社との営業秘密共有、顧客名簿など) や、平成23年改正による秘匿決定手続等の整備などを踏まえたもの。
※営業秘密侵害事件の円滑な立件のためには、秘密管理性など情報の管理実態の立証についての被害企業の協力が不可欠。

5 民事救済の実効性の向上(1) 損害賠償等の容易化(推定規定) (改正法第5条の2)

【基本構造】原告: ①営業秘密である技術情報(製造ノウハウ等に限定)について **<反証可能性の確保>**
 ②被告による違法な取得行為があったこと **<使用可能性が高いとの経験則>**
 ③当該技術と関連する事業を実施していること **<濫訴防止>** } を立証 → 被告が当該技術の
 不使用を立証

【経過措置】改正法施行後に違法な取得行為が行われた場合に限り適用。

1. 被告の違法な取得行為

A 不正取得行為 (法2条1項4号)

例) 侵入、不正アクセスなど不正手段による窃取

B Aの介在に悪意重過失の取得 (同5号)

例) 会社の機密文書を金庫から窃取した従業員から、その事情を知って当該文書を受け取る行為

C 不正開示行為の介在に悪意重過失の取得 (同8号)

例) 転職してきた社員に対し、転職前企業において業務上知り得た営業秘密を自社研究に取り入れることを指示

【射程外のケース】

× 正当取得後に不正取得・開示の介在につき悪意重過失となる場合 (同6, 9号)

例) 社員を採用し、独自ノウハウを自社に移転後、当該ノウハウが不正アクセスにより取得したものであること(又は転職前の企業のノウハウを守秘義務に反して漏洩したものであること)が判明。

× 業務上営業秘密を扱う者が不正使用・開示を行う場合 (同7号)

例) 元社員の退職後、自ら元勤務先の技術の不正使用

2. 被告による関連事業実施

<不正取得された技術>

物の生産方法

- (例1) 塗料の微量成分添加による劣化防止機能向上技術
- (例2) 普通自動車の燃料電池の耐久機能強化技術

政令で定める技術

- 今後審議会等で検討。
(検討例) 血液と血漿を効率的かつ低コストで分離させ、それによって初めて血液分析が容易化される分析技術

【射程外の営業秘密】

- × 特定の製品と関連性のない技術 (全製品の製造工場の室温測定方法)
- × 営業上の情報 (顧客名簿、接客・販売マニュアル)

<被告の利用が疑われる行為>

生産行為

当該技術が機能、コスト等で差別化要因に影響する製品の生産

- (例1) 被告が劣化防止機能の高い塗料を生産
- (例2) 被告が耐久機能の高いトラクター用の燃料電池を生産

当該技術を使用したことが明らかなる行為 (政令指定)

- 左記例の情報を取得後に被告が開始した血液分析サービスの展開

【射程外の行為】

- × 不正取得された営業秘密を通常使用しない製品 (電磁鋼板の磁性に関する技術を窃取された場合の薬品製造)
- × 不正取得された営業秘密を通常使用しない事業 (血液分析技術が窃取された場合の水質検査サービスの展開)

立証責任転換

当該技術とは違う自社開発技術を使用しても同等の効果を達成できること

例) 製品におけるレアメタル使用量を半減可能な添加剤に関する原告営業秘密を窃取した場合

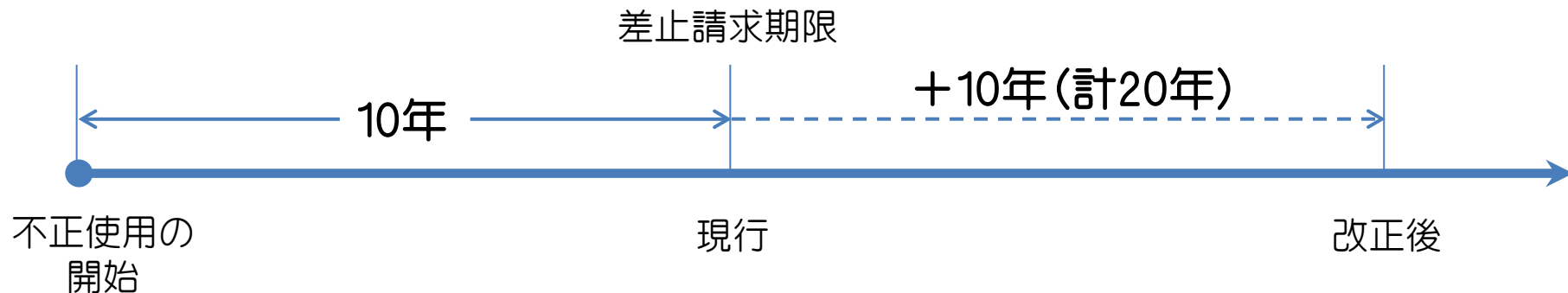
→原告とは異なる添加剤によってレアメタル使用が半減可能であり、当該添加剤を被告独自で利用していることを立証。

原告が立証

立証 被告が

5 民事救済の実効性の向上(2) 除斥期間の延長 (改正法第15条、附則第2条)

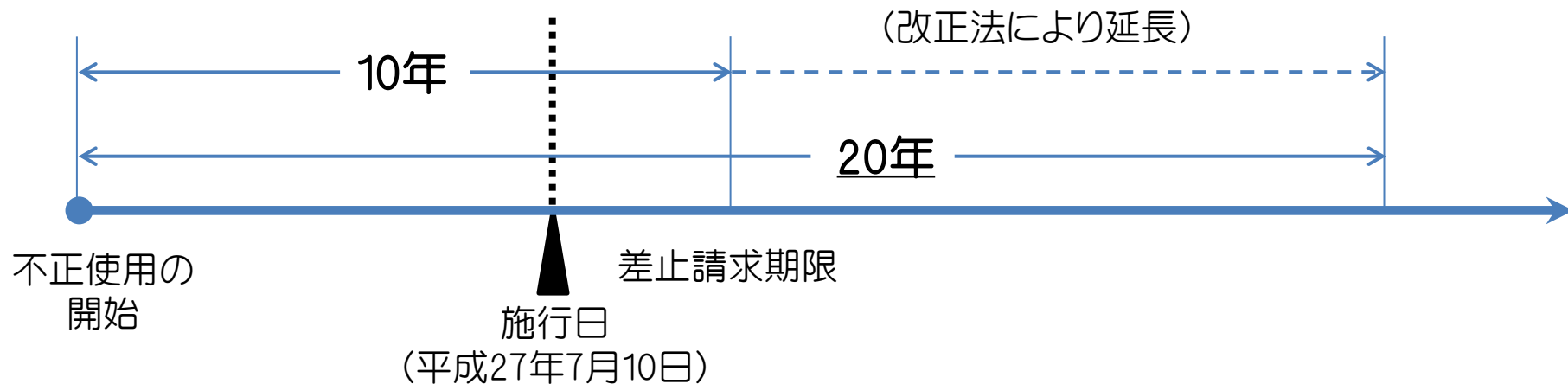
【改正の内容】(改正法第15条)



※注 消滅時効(侵害の事実および侵害者を知った後に差止めができる期間)は変更なし(3年)。
(参考)民法の不法行為に基づく損害賠償請求権=除斥期間:20年、消滅時効:3年

【経過措置】(附則第2条)

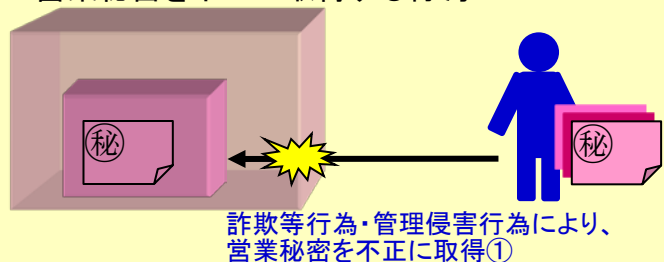
新法施行日時点において現行法下での除斥期間(10年)が経過していない場合は、改正後の規定(20年)を適用。



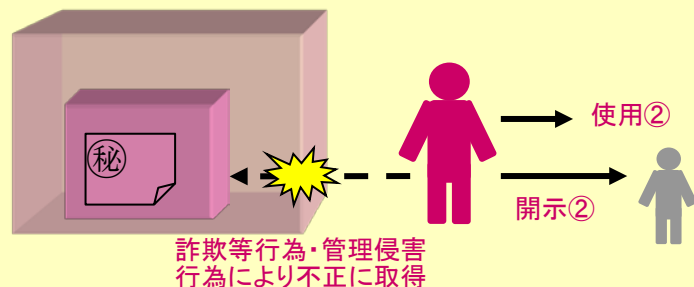
(参考) 営業秘密侵害罪の類型 (改正法第21条第1項、第3項) ①

○不正な手段(詐欺・恐喝・不正アクセスなど)による取得のパターン

(1号) 図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

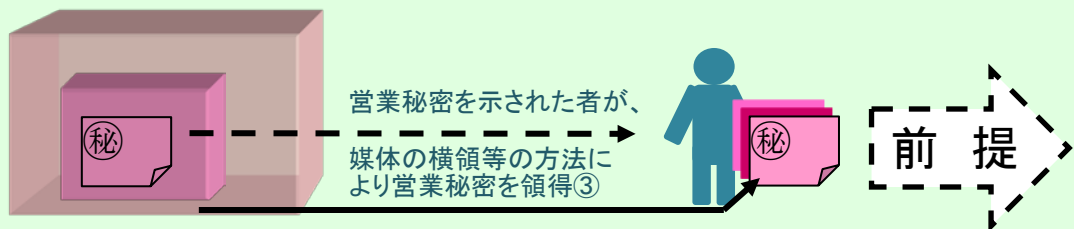


(2号) 不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

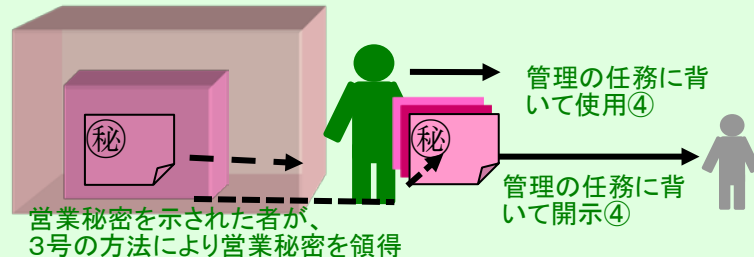


○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

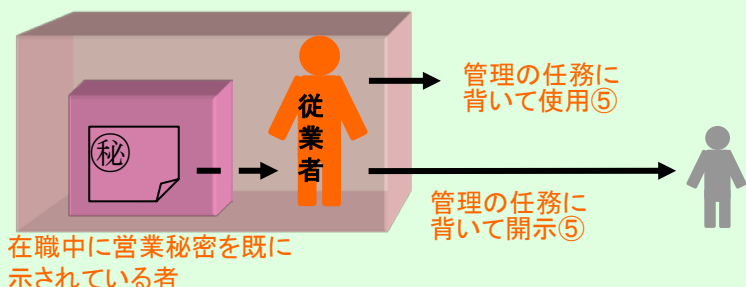
(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ)媒体等の横領、(ロ)複製の作成、(ハ)消去義務違反+仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



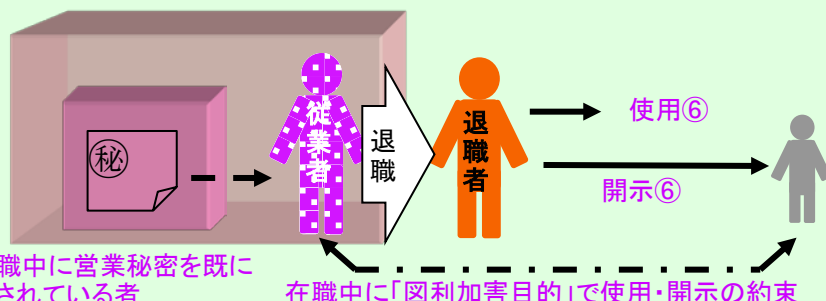
(4号) 営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為



(5号) 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為



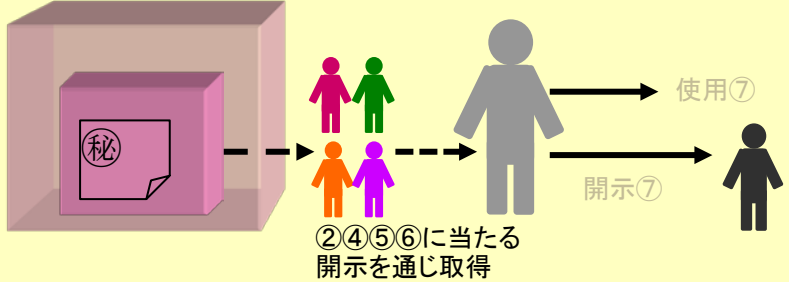
(6号) 営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為



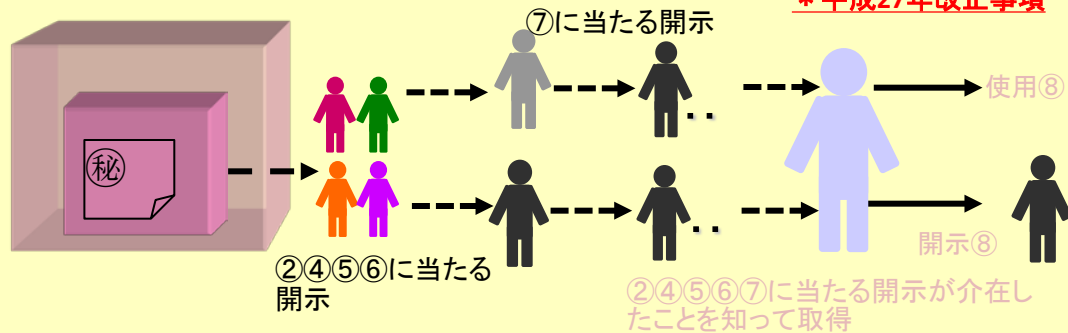
(参考) 営業秘密侵害罪の類型 (改正法第21条第1項、第3項) ②

○転得者による使用・開示のパターン

(7号) 図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示(海外重罰の場合を含む)によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為
(2次的な転得者を対象)



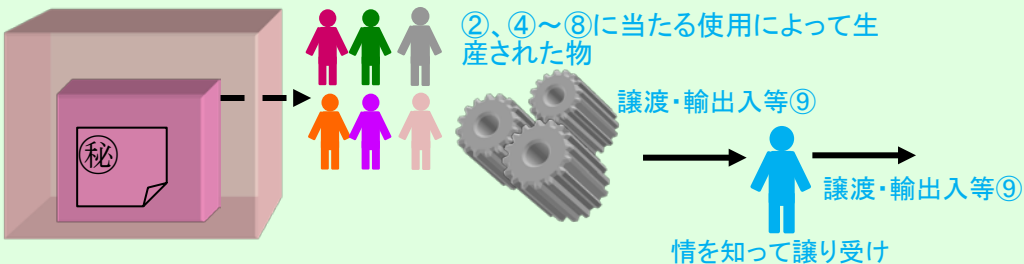
(8号) 図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示(海外重罰の場合を含む)が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為(3次以降の転得者をすべて対象)



○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン

*平成27年改正事項

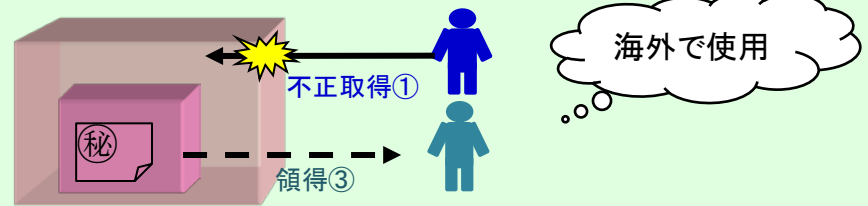
(9号) 図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用(海外重罰の場合を含む)によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



○海外重罰のパターン(21条3項)

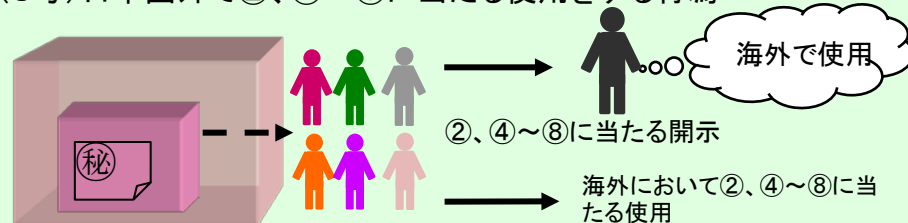
*平成27年改正事項

(1号) 日本国外で使用する目的での①又は③の行為



(2号) 日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

(3号) 日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



※第21条第1項第3号を除く全ての類型について、その未遂行為も処罰の対象(第21条第4項)

(参考) これまでの不正競争防止法改正 (営業秘密関係)

○不正競争防止法は、工業所有権の保護に関するパリ条約批准にあたり、条約上の義務を満たすべく、昭和9年に制定。以降、その時々のニーズ等に応じ、これまでに20回以上改正。

平成 2(1990)年	GATT・ウルグアイラウンド交渉を先取りし、「 営業秘密 」の保護を図るため部分改正(1991.6.15施行)
平成 5(1993)年	全面改正 (①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充(著名表示冒用行為・商品形態模倣行為)、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設 等)(1994.5.1施行)
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため部分改正(① 営業秘密の刑事的保護 の導入、②民事的救済措置の強化、③ネットワーク化への対応)(2004.1.1施行)
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、 罰則の強化 、条番号の整序のため部分改正(2005.11.1施行) →周知表示の混同惹起行為となる商品等の税関での輸入差止制度の導入(関税定率法の一部改正)
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る 刑事罰の強化 、商品形態模倣行為の刑事罰の強化(2007.1.1施行) →不競法違反物品の税関での輸出差止制度の導入(関税法の一部改正)(2007.1.1施行)
平成21(2009)年	営業秘密侵害罪に係る刑事罰の強化のため部分改正(①営業秘密を不当に保有し続ける行為(領得行為)についても 処罰対象に追加 、② 目的要件の拡大(不正の競争の目的→図利・加害の目的に変更) など)(2010.7.1施行)
平成23(2011)年	①営業秘密の内容を保護するための 刑事訴訟手続の整備 (秘匿決定、呼称等の決定、公判期日外での証人尋問等)、②技術的制限手段に係る規律の強化(規制対象装置の範囲の拡大、刑事罰の導入)のため部分改正(2011.12.1施行)

不正競争防止法に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL:03-3501-3752 FAX:03-3501-3580

E-mail: chitekizaisan@meti.go.jp